



後期高齢者医療制度の保険料軽減制度が改正されました

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎0537-1171

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して計算されます。この保険料は、世帯の所得水準などに応じて軽減されますが、その軽減措置が平成29年度より次のとおり改正されました。

▼均等割額の軽減判定基準所得の改正

均等割額の軽減措置のうち、5割軽減・2割軽減となる判定所得基準額が引き上げられました。

軽減割合	軽減対象所得基準額(世帯主および被保険者の総所得金額などの合計)	
	旧(～平成28年度)	新(平成29年度～)
5割軽減	33万円+ 26.5万円×被保険者数	33万円+ 27万円 ×被保険者数
2割軽減	33万円+ 48万円×被保険者数	33万円+ 49万円 ×被保険者数

▼均等割額の軽減特例の改正

資格取得日前日まで健康保険組合などの被扶養者だった人への負担軽減のために特例的に実施されていた保険料軽減について、軽減割合が引き下げられました。

旧	新		
～平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度～
9割軽減	7割軽減	5割軽減	資格取得後2年間は 5割軽減 (3年目以降は軽減なし)

▼所得割額の軽減特例の改正

所得割額を負担する人のうち、基礎控除後の総所得金額(被保険者本人の所得-33万円)が58万円以下の人に対して、特例的に実施されていた保険料軽減措置が見直されました。

旧	新	
～平成28年度	平成29年度	平成30年度～
5割	2割	軽減なし

65～74歳で一定の障がいを持っている人は、後期高齢者医療保険制度に加入することができます

▼一定の障がいとは主に次の基準に該当する状態です

- 国民年金法などにおける障害年金 1・2級
- 身体障害者手帳 1・2・3級および4級の一部
- 精神障害者保健福祉手帳 1・2級
- 療育手帳 A

窓口での医療費自己負担割合		
後期高齢者医療制度	後期高齢者医療制度以外の医療保険制度	
1割 (所得の多い人は3割)	65～69歳の人	70～74歳の人
	3割	2割(所得の多い人は3割) ※特例措置該当者は1割

※詳細はお問い合わせください。